

議案第14号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年2月11日条例
第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年2月11日三宅町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の2種類とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三宅町条例第38号)附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第26項の規定による降給とする」とする。
- 3 前項の規定を適用を受ける職員には、町長が規則で定めるところにより同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和34年条例第10号)新旧対照表

改正後（案）	現行
(降給の効果) 第5条 降給は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の職務の号給を同一の職務の級の下位の号給の級に変更することをいう。）並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和34年3月1日から施行する。 (降給に関する経過措置) 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三宅町条例第38号)附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第26項の規定による降給とする」とする。 3 前項の規定を適用を受ける職員には、町長が規則で定めるところにより同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。	(降給の効果) 第5条 降給は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の職務の号給を同一の職務の級の下位の号給の級に変更することをいう。）<u>の2種類とする。</u> 附 則 この条例は、昭和34年3月1日から施行する。